

平成31年3月13日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博（公印省略）

「平成31年度 海外クロスメディアコンテンツ制作・配信事業」の
委託に係る企画提案の募集について

来道外国人の今後より一層の増加が期待される中、雄大な「自然」、豊かな「食」、多彩な「体験」に加え、「イベント」や「文化」などの北海道の魅力的な観光情報を、動画やSNSを活用して発信することにより、本道への外国人観光客の誘致の更なる拡大につなげるため、下記事業提案を募集します。

記

1 委託事業名

「平成31年度 海外クロスメディアコンテンツ制作・配信事業」

2 業務委託期間

契約締結日～平成32年3月27日（金）

3 主な業務委託内容

- (1) 海外向け動画の制作・配信
- (2) SNSでの情報発信の実施
- (3) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成
- (4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

4 事業費

18,000,000円（税抜金額 16,666,667円、消費税額 1,333,333円）

5 事業説明会の実施

事業詳細に関する説明会は開催しません。別添「企画提案応募要領（企画提案指示書）」をご覧ください、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

6 今後のスケジュール（予定）

3月13日（水）：公示・観光機構HPに掲載

4月 3日（水）：企画提案参加表明期限

4月 9日（火）：企画提案の受付・受領

4月11日（木）：審査会の実施

4月中旬：委託事業者決定、契約締結、業務開始

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

【お問合せ】

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 海外プロモーショングループ（担当：上田）

TEL：011-231-6736

E-Mail：m_ueda@visithkd.or.jp

「平成31年度 海外クロスメディアコンテンツ制作・配信事業」
企画提案応募要領（企画提案指示書）

1 目的

来道外国人の今後より一層の増加が期待される中、雄大な「自然」、豊かな「食」、多彩な「体験」に加え、「イベント」や「文化」などの北海道の魅力的な観光情報を、動画やSNSを活用して発信することにより、本道への外国人観光客の誘致の更なる拡大につなげる。

2 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

① 道内に本社又は支店等を有する次の者であること。

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること。

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 委託事業費（上限額）

18,000,000円（税抜金額16,666,667円、消費税額1,333,333円）

6 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間 契約締結の日～2020年3月19日

(2) 業務スケジュール

3月13日（水）：公示・観光機構HPに掲載

4月 3日（水）：企画提案参加表明期限

4月 9日（火）：企画提案の受付・受領

4月11日（木）：審査会の実施

4月中旬：委託事業者決定、契約締結、業務開始

7 企画提案事項

(1) 動画の制作・配信

① 内 容 「自然」、「食」、「体験」、「イベント」、「文化」など、北海道の季節ごとの観光の魅力が伝わる動画の制作・配信を行うこと（動画は新たに制作することとし、既存の動画購入配信は不可とする。）。配信方法は、デジタルメディアを通じて、

④の配信対象市場に対し、北海道を効果的に訴求できる方法を提案すること。配信は、原則委託期間終了までに行うこと。

② 本数 当該事業での動画の制作・配信本数は10本以上とする。

③ 配信時間 動画の配信時間は、1本につき、5～10分とする。

④ 配信対象 配信対象は、以下の5市場とし、これらを対象に動画を訴求できるよう工夫をすること。

ア 中国

イ 台湾

ウ 香港

エ 韓国

オ タイ

⑤ 配信計画 企画提案時に、動画の制作・配信の年間スケジュールを提出すること。

⑥ 動画字幕 動画には、配信対象市場の言語に合わせて、場所やその説明等の字幕を入れること。

⑦ 権利関係 動画の著作権は、観光機構に帰属するものとし、二次利用を可能とすること。

(2) SNSでの情報発信の実施

① SNS (Facebook、Weibo、Instagram) を活用し、それぞれのSNSの特性を生かして北海道の観光情報を多言語にて情報発信すること。(1)の動画についても適宜編集を行い、上記SNS上において配信を行うなど、動画の活用を図ること。

【SNSでの情報発信条件】

ア 発信媒体

○ Facebook (英語、繁体字、タイ語、韓国語、インドネシア語)

○ Weibo (簡体字)

○ Instagram (英語、繁体字、タイ語、韓国語、インドネシア語)

イ 情報発信期間

契約日～契約満了日

ウ 情報発信頻度

Facebook、Weiboについては週3回以上、Instagramについては週1回以上とし、企画提案時に、テーマや配信タイミングなどの年間スケジュールを提出すること。

エ その他

○ FacebookとWeiboは、写真の複数枚使用、コンテンツのURL貼付、アクセス方法など、情報伝達量を充実させること。

○ Instagramは、写真の質を最重視させ、北海道観光への意欲を沸かせる写真の提案をすること。

○ Facebook、Weibo、Instagramに寄せられるコメントへの返答を行うこと。

○ 災害時などの突発的な記事投稿への対応を観光機構の指示の下行うこと。

○ その他の観光機構の事業により作成した記事についても

○ 投稿写真は、観光機構のプロモーションに使用できる著作権フリー写真が望ましい。また、使用した著作権フリー写真については、随時納品すること。

○ 投稿記事の翻訳については、ネイティブチェックを行い、正確かつ自然な表現とすること。

○ Facebook、Weiboへの投稿記事を観光機構のウェブサイト「GoodDay北海道」(多言語版(インドネシア語を除く。))にトピックスとして掲載すること(例:英語版「News&Events」の項目)。

- SNSのフォロワー数、投稿記事の内容、リーチ数、いいね数等のデータについて、毎月末に報告書により報告すること。
- ② 広告等のSNS周知に関するプロモーションを実施すること。
広告は機構の指示の下、各言語のFacebook及びWeiboでリーチ数の高い投稿を宣伝する方法により行うこと。

※Facebook及びWeibo広告経費は、2,000,000円を目安とする。

- ③ SNSのフォロワー数の目標については、対前年比20%増を最低ラインとし、企画提案時に設定すること。Facebook広告では、1か月の掲載で10%増を想定。

【参考（フォロワー数）】

- ・英語Facebook 57,288人
- ・中国Weibo 336人
- ・繁体字Facebook 17,276人
- ・タイ語Facebook 36,403人
- ・韓国語Facebook 17,658人
- ・インドネシア語Facebook 103,601人

【参考（平成29年度来道者数）】

- ・ 中国 666,000人
- ・ 韓国 639,400人
- ・ 台湾 614,800人
- ・ 香港 203,200人
- ・ タイ 159,400人
- ・ マレーシア 124,000人
- ・ シンガポール 69,300人
- ・ インドネシア 34,200人
- ・ フィリピン 14,800人
- ・ 米国 77,100人
- ・ オーストラリア 54,500人

(3) 権利関係の整理

作成した動画については、各国で開催される旅行博やセミナーでの放映なども可能となるよう権利関係を整理すること。また、作成した記事についても、他団体（観光協会、旅行会社等）に提供して活用できるよう権利関係を整理すること。

(4) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

- ① 動画については訴求人数や訴求地域など、Facebook、Weibo、Instagramについては、フォロワー数、リーチ数など、取組内容に応じた成果を把握すること。
- ② 平成31年度事業の実績・効果測定・分析状況を踏まえて、本事業に係る今後の外国人観光客の拡大についての提案を分かりやすく記載した報告書を作成すること。

(5) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

8 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：平成31年4月3日（水） 午後5時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 海外プロモーショングループ（担当：上田）
Email m_ueda@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文でも可）。

9 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成に当たっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制、事業運営体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(委託業務開始は4月中旬を予定。)

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

- ① 動画の制作・配信…動画制作に伴う交通費や宿泊代、配信代など業務の遂行に必要な経費
- ② SNSでの情報発信の実施…投稿に要する経費など業務の遂行に必要な経費
- ③ その他の発信…編集経費など業務の遂行に必要な経費
- ④ その他諸経費…通信費、備品費、送料、運営管理費、旅費、調整費、通訳費など業務の遂行に必要な経費

※観光機構スタッフ旅費は、見積りに含まない。

10 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝える上で数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部(会社名、業務担当者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部)
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 海外プロモーショングループ(担当:上田)
TEL 011-231-6736
FAX 011-232-5064
- (3) 提出期限 平成31年4月9日(火) 午後3時
- (4) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(提出期限必着)すること。
ファクシミリ、メールでの提出は不可。

12 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行う。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

- (3) ヒアリングの日時及び場所は、別途お知らせする。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

1.3 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
動画の配信対象からの更なる誘客の拡大に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
動画作成や編集、配信、各種権利関係の調整など一連の業務を行うに当たってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。

1.4 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のウェブサイトやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (4) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

1.5 その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「平成31年度海外クロスメディアコンテンツ制作・配信事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「平成31年度海外クロスメディアコンテンツ制作・配信事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委任状約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	ⓐ
構成員	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	ⓐ
構成員	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	ⓐ